

民事訴訟・行政訴訟の訴え提起における郵便切手の予納額

※高松高等裁判所への控訴提起も同額です。

●当事者（原告，被告）がそれぞれ1名の場合

合計6,850円

内訳

1円×20枚

5円×10枚

10円×20枚

50円×6枚

84円×10枚

94円×10枚

100円×5枚

500円×8枚

●当事者が1名増えるごとに加算（ただし，原告が複数であっても，共通の代理人がいる場合は，加算する必要はありません。）

合計1,099円

内訳

1円×9枚

5円×2枚

10円×3枚

50円×1枚

500円×2枚